

消費回復事業支援補助金

◎消費回復事業とは

新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みを受ける複数の事業者が連携し、地域を盛り上げ、消費回復に資する取組を行うこと。

◎補助対象者

※補助の申請は1者1回まで
市内にお住まいの方、市内に事業所等を有する事業者など

◎補助対象事業

(1) 5者以上の市内に店舗を有する事業者が参加※1し、参加者の市内店舗で実施するセール

(2) 5者以上の事業者が参加※1し、市内で実施するイベント※2

※1 この補助金の対象となる事業に参加できるのは1事業者3回まで

※2 イベントについては参加者のうち、1/2以上が市内の事業者であること

※3 過去に3回以上実施した事業は対象外

◎対象期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)

◎交付額

補助対象経費※4の3/4

補助限度額：15者以上の連携した取組 150万円

5者以上の連携した取組 30万円

※4 裏面参照

◎申請受付期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)

☆交付の条件

- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じること
- ・経費の支出先は市内事業者の活用を優先すること
- ・事業の実施に当たり、市の補助事業であることを明記すること
- ・事業の実施について、周知を行うこと

【申請・問い合わせ先】 島田市役所産業観光部商工課

〒427-8501 島田市中心中央町1-1 (本庁舎2階)

TEL : 0547-36-7164 FAX : 0547-37-8200 (平日8:30～17:15)

☆補助対象経費

区分	内容	備考
報償費	講師等への謝礼等	参加者の業務に係る人件費は対象外
消耗品費	事務用品等の購入に係る経費	1品あたり2万円以内
印刷製本費	チラシやポスターなどの印刷、コピーに係る経費	
通信運搬費	郵便料、宅配便代等の経費	電話、FAX等は対象外
広告料	新聞、雑誌等での宣伝に係る経費	
委託料	デザイン制作、会場設営などの専門的な事務の委託に係る経費	委託業務だけの参加の場合は事業への参加者に含めることはできません
使用料及び賃借料	会場等の使用料及び機械器具等の賃借に係る経費	
商品の割引に係る経費	商品の割引に係る経費 ※セールの場合のみ対象	景品の購入に係る経費と合算して補助限度額の1/2以内
景品の購入に係る経費	景品の購入に係る経費	商品の割引に係る経費と合算して補助限度額の1/2以内

Q.セールはどんなことをすれば対象になりますか？

A.参加する事業者の市内の店舗で商品（サービス）を割引いて販売（提供）することが対象になります。
また、セールの場合のみ、商品（サービス）を割引いた金額も対象経費として含めることができます。

Q.補助申請はどのタイミングですればいいですか？

A. 事業実施前に申請が必要になります。また、事前に必ず商工課への相談をお願いします。

Q.他の補助金を受けている事業は対象になりますか？

A.県や市などからの補助金の交付の決定を受けている（受ける予定である）事業については、消費回復事業支援補助金の対象になりません。

Q.セールでの商品の割引に係る経費について参加する事業者ごとで請求することはできますか。

A.商品の割引に係る経費についても、補助金の申請者へ一括でお支払いいたします。参加する事業者への分配については申請者の責任をお願いします。